

【第15報】今後の入構について（0322）

まん延防止等重点措置が3月21日で終了しましたが、3月31日までの間、大学入構に関しては、事務手続き（証明書発行・就職相談等）、教室利用（PC教室）を行う場合のみとし、次の項目を守ることを。

- ①風邪様症状がないことを確認する。
- ②入構したら、教学課窓口で必要事項を記入する。
退構する時も教学課窓口に立ち寄ること。

門は正門のみ通行可能です。

サークル活動も禁止します。（4月以降の活動については代表者が手続きをしないと活動はできません）

また、大阪府より3月22日～4月24日までは年度替わりの集中警戒期間とし、大学等には次の要請が来ています。

発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えること。

感染リスクの高い次の行動について感染防止対策を徹底すること

- 旅行や自宅・友人宅での飲み会
- 特に、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見など、他人数が集まる会食
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食

学生の皆さん、「大阪府からの要請」を守り、教育に携わる職業を目指す大学の学生として責任ある行動をとってください。

状況に変更があればトキガクポータルにてお知らせしますので、確認してください。

令和4年3月22日

常磐会学園大学

学 長 田端 矢一郎